

金融商品取引法及び 証券取引等監視委員会の活動状況

～信頼され魅力ある資本市場のために～

証券取引等監視委員会
委員 浜田 康
令和3年12月16日

目次

I	はじめに	・・・	P2
II	金融商品取引法について	・・・	P5
III	証券取引等監視委員会について	・・・	P24
IV	証券取引等監視委員会の主な法執行権限	・・・	P37
V	証券取引等監視委員会中期活動方針(第10期)について	・・・	P50
VI	勧告等事例	・・・	P58
VII	参考資料	・・・	P67

I はじめに

1. 公認会計士等の不正行為

- ◆ 某監査法人のスタッフが、補習所の最終試験を受験する者15名を対象に、受験予備校の教材、講義等音声データなどを不正コピーし廉価で販売していた。ひとりが予備校に行き、資料等を収集。テキスト等は、印刷業者に委託して作成していた。(2017.10.26 朝日新聞)
- ◆ 実務補習生10数名が、課題研究として補習所に提出する論文を、ネット等で見つけた論文のカット＆ペーストしたり、引き写したりしていた。調査の結果、数十人の論文で盗用と見られる箇所が見つかった。(2017.11.11 朝日新聞)
- ◆ CPEの単位を取得するため、オンラインのe-ラーニングで二重にログインして2つの講座を同時に受講している例が見つかった。一般の会計士から、パートナークラスまで数十名が、複数年にわたって行っていた。(2020.9.10 日経新聞)

2. 公認会計士には覚悟が必要！

- ◆ 他人に法令遵守、正しい倫理観の保持を求める公認会計士は、自ら率先して法令遵守、正しい倫理観の保持に努めなければならない。
- ◆ それができなければ、第三者の信頼を得ることはできず、監査人としての威厳、プレゼンスを保つことはできない。

※ 倫理規則 第7条

会員は、常に職業的専門家としての自覚を持ち、また、職業的専門家としての基準及び法令等を遵守し、いやしくも会員全体の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為を行ってはならない。

Ⅱ 金融商品取引法について

1. 金融商品取引法の目的

◆ 第1条(目的)

この法律は、企業内容等の開示の制度を整備するとともに、金融商品取引業を行う者に関し必要な事項を定め、金融商品取引所の適切な運営を確保すること等により、

有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、

もつて国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とする。

※ 以降、金融商品取引法を「金商法」又は「法」と略す。

2. 金商法の構成・体系： 各章毎の記載内容

主な章	章名(規定内容)
第1章	総則（目的・定義等）
第2章	企業内容等の開示  開示規制
第3章	金融商品取引業者等
第4章	金融商品取引業協会
第5章	金融商品取引所
	 金融商品取引業者等への規制
第6章	有価証券の取引等に関する規制  不公正取引規制
第7章	雑則  無登録業者等への調査、裁判所の禁止・停止命令、外国当局との協力
第8章	罰則  刑事罰
第9章	犯則事件の調査等

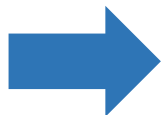
3. 開示規制(1): 開示規制とは？

- ◆ 有価証券の発行・流通市場において、一般投資者が十分に投資判断を行うことができるような資料を提供するため
- ◆ 有価証券届出書を始めとする各種開示書類の提出を有価証券の発行者等に義務づけ、会計監査を受けさせることにより
- ◆ 有価証券の発行者の事業内容、財務内容等を正確、公平かつ適時に開示し、もって投資者保護を図ろうとする制度

3. 開示規制(2): 主な法定開示書類

主な法定開示書類とその提出根拠(要約)

企業内容等に関する開示	発行開示	有価証券届出書 等	有価証券の募集・売出しは、当該有価証券の発行者が、当該募集・売出しに関し内閣総理大臣に届出を行っていないと行うことはできない(法4条1項関係)。 有価証券の募集・売出しに係る届出をしようとする発行者は、届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない(法5条1項関係)。
	継続開示	有価証券報告書 等	上場有価証券等の発行者は、事業年度ごとに、有価証券報告書を、当該事業年度経過後三月以内に、内閣総理大臣に提出しなければならない(法24条1項関係)。
公開買付けに関する開示		公開買付届出書 等	公開買付者は、公開買付開始公告を行った日に、公開買付届出書を内閣総理大臣に提出をしなければならない(法27条の3関係)。
株券等の大量保有の状況に関する開示		大量保有報告 等	上場会社が発行する株券等の保有割合が5%超となった者は、その日から5営業日以内に大量保有報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない(法27条の23第1項関係)。



- EDINETによる開示書類の提出を義務付け(法27条の30の3)
- 虚偽開示書類の提出等は課徴金納付命令の対象(法172条～172条の12)

3. 開示規制(3): 開示書類の電子的な提出・閲覧システム(EDINET)

- ◆ EDINET: 金商法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(Electronic Disclosure for Incorporated Network)
- ◆ 有価証券報告書、有価証券届出書、大量保有報告書等の開示書類について、その提出から公衆縦覧等に至るまでの一連の手続きを電子化するために開発されたシステム
- ◆ 24時間365日(定期保守等の計画停止期間は除く)稼働
- ◆ 目的
 - ✓ 有価証券の発行者の財務内容、事業内容を正確、公平かつ適時に開示すること。
 - ✓ 有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示すること。
 - ✓ 投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図ること。

3. 開示規制(4): 特定関与行為

◆ 金商法172条の12

開示書類提出者等(発行者・公開買付者)が、虚偽開示書類等を提出・提供・公表した場合において、これを容易にすべき行為または唆す行為である「特定関与行為」を行った者に対して、課徴金納付命令が可能

◆ 趣旨・背景

- ✓ 上場会社等による虚偽記載の手口が、外部協力者の加担行為により複雑化
- ✓ 従来、虚偽開示書類の提出における外部協力者の加担行為は刑事罰の共犯にはなり得るが、課徴金の対象外
- ✓ 対象者が調査に応じない可能性

⇒ 平成24年金商法改正により導入

4. 金商業者等に対する規制(1)

◆ 金融商品取引業の種別

金融商品取引業

第一種金融商品取引業（証券会社・FX業者 等）

流動性の高い有価証券の販売・勧誘、有価証券の引受け、顧客資産の管理 等

投資運用業

投資法人資産運用業務、投資一任業務、投資信託委託業務、ファンド運用業務

第二種金融商品取引業

流動性の低い有価証券の販売・勧誘等（ファンドの自己募集等）

投資助言・代理業

投資助言業務、投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介

◆ その他主な規制対象（監視委検査対象）

登録金融機関（銀行等）、適格機関投資家等特例業者、
金融商品仲介業者、信用格付業者、高速取引行為者

4. 金商業者等に対する規制(2)

◆ 業規制

- ✓ 登録制
(内閣総理大臣によって金商業者等としての登録を受けた者でなければならない)
- ✓ 登録を受けないで金融商品取引業を行った者(無登録業者)への罰則
(5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金又はその併科)

◆ 行為規制の例 (販売勧誘ルール)

- ✓ 広告規制(著しく人を誤認させるような表示 等)
- ✓ 契約締結前、締結時の書面交付義務
- ✓ 虚偽告知の禁止
- ✓ 断定的判断の提供の禁止
- ✓ 損失補てんの禁止
- ✓ 適合性の原則 等

無登録業者とは…

金融商品取引業(ファンドの販売・勧誘等)を行うには、金融庁(財務局)の登録が必要にもかかわらず、登録を受けずに詐欺的な投資勧誘を行う悪質な業者のこと。

4. 金商業者等に対する規制(3): 適合性の原則

- ◆ 金融商品取引法上、金融商品取引業者には、適合性原則において、「顧客の知識・経験・財産状況・目的に照らし、不適當な金融商品の勧誘を行い、顧客の保護に欠け、又は欠けるおそれがないように業務を行う」ことが求められている。
- ◆ 顧客に対する不適當又は不誠実な投資勧誘行為の例[※]は以下のとおり。
 - ✓ 金融商品取引業者の利益を追求する結果として、顧客との一連の取引の経過をみたときに、顧客属性や投資目的に適合しない高頻度の金融商品の売買を勧誘し、顧客に過度の手数料を負担させる行為
 - ✓ 顧客属性や投資目的を踏まえると複数の金融商品が顧客に適合する可能性のある状況において、合理的な理由がないにもかかわらず、手数料の高い金融商品を勧誘する行為

※ 「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」Ⅲ－2－3－1から引用

4. 金商業者等に対する規制(4): 証券市場の公正性確保のための当事者

- ◆ 証券市場の公正性確保の役割は、監視委、金融庁のみが担っているわけではない
- ◆ 公正な証券市場確保のために、関係者、当事者がそれぞれの規律確保を果たす事が不可欠

《関係者・当事者》

金融商品取引業協会、金融商品取引所、
自主規制法人(日本取引所グループ)

発行
企業

株主

監査
法人

証券
会社

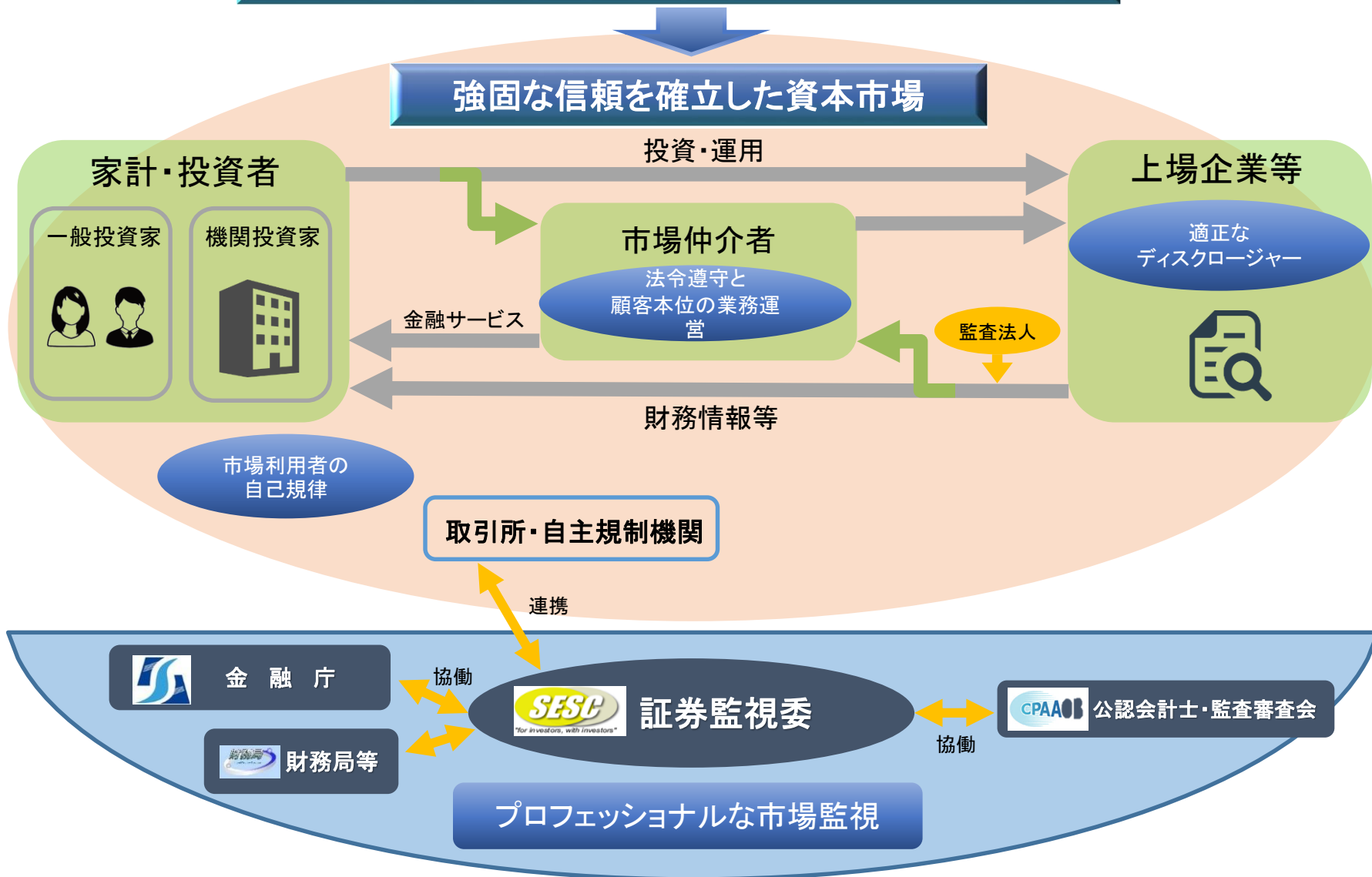
自主
規制
機関

法律
事務所

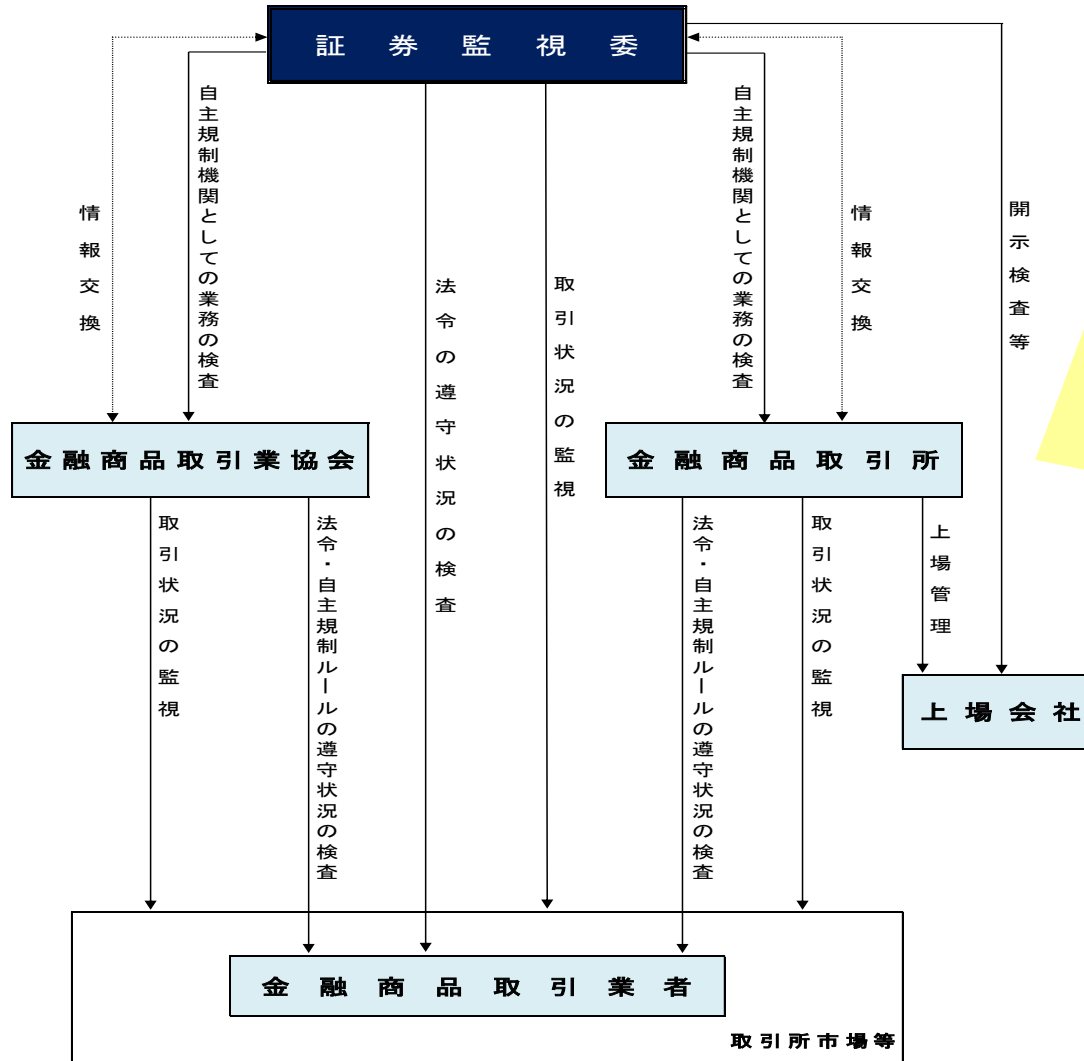
etc...

(参考):証券市場の公正性確保のための当事者

市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現



4. 金商業者等に対する規制(5): 自主規制機関との協働



- ◆ 自主規制機関は、日常的な市場監視活動を実施
- ◆ 監視委はこれら自主規制機関と、売買審査などで日常的に連携
- ◆ 定期的な意見交換により相互の問題意識をタイムリーに共有

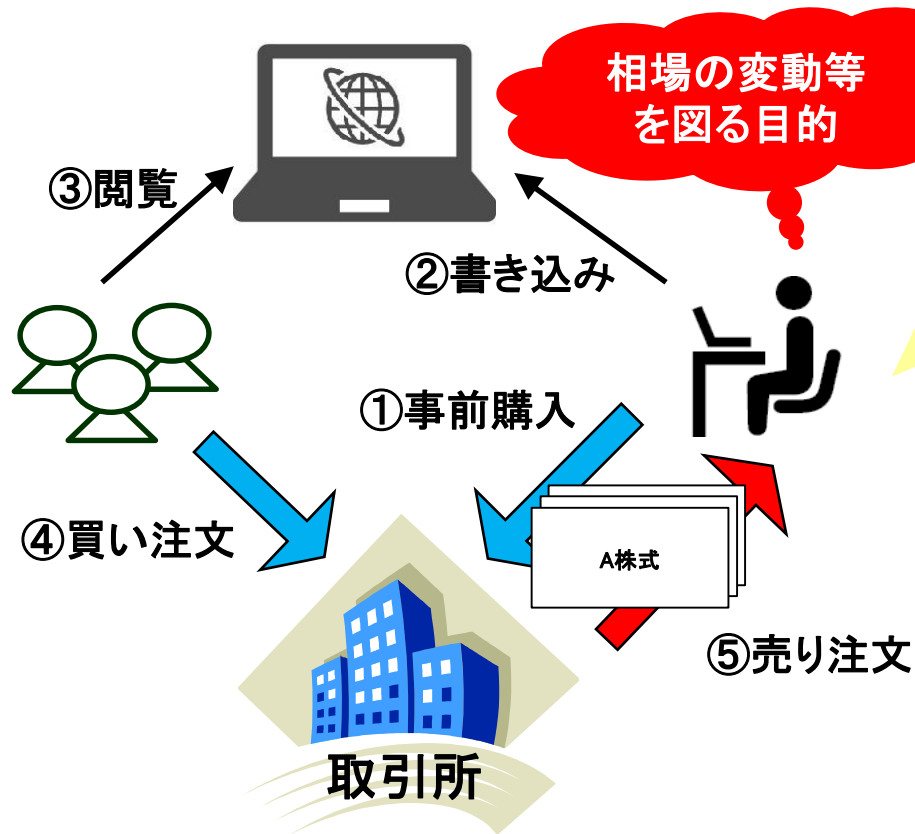
4. 金商業者等に対する規制(6): 金融商品取引にかかわる機構

金融商品取引業協会	日本証券業協会（認可） （一社）投資信託協会（認定） （一社）日本投資顧問業協会（認定） 等
金融商品取引所	日本取引所グループ（東証・大取） 名古屋証券取引所 札幌証券取引所 等
その他の機関	指定紛争解決機関 （例. 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC））等

5. 不公正取引防止のための規制(1)

不正行為の禁止 (法157条)	不正行為、詐欺行為等包括的な規定
風説の流布、偽計等の 禁止(法158条)	虚偽の情報を流して投資者を欺く行為等
相場操縦行為等の禁止 (法159条)	相場を人為的に変動させるにもかかわらず、あたかも自然の需給によって形成されたものであるかのように他人を誤解させるなどによって自己の利益を図ろうとする行為
インサイダー取引の禁 止(法166条、167条)	上場会社の会社関係者等が内部情報(重要事実)を使って、その公表前に、当該上場会社の株式等の売買を行う行為
情報伝達・取引推奨行 為の禁止 (法167条の2)	上場会社の関係者等が、当該上場会社の株式等の売買をさせることにより、他人に利益を得させ、又は当該他人の損失を回避させる目的をもって、 ✓ 未公表の重要事実を伝達する行為 ✓ 未公表の重要事実を伝達せずに、取引を推奨する行為

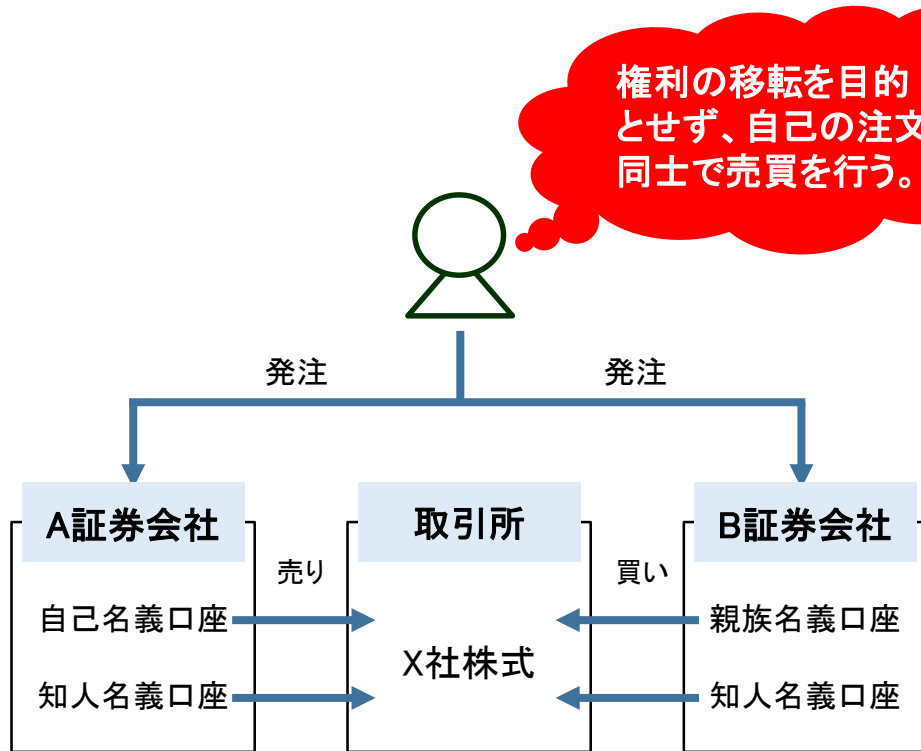
5. 不公正取引防止のための規制(2) 風説の流布、偽計等の禁止(法158条)



事例

- ◆ 自ら保有する銘柄の株式を高値で売却するため、インターネット上の電子掲示板などに虚偽の情報を掲載
- ◆ 不特定多数の者が閲覧できる状態に置き、それを見た投資家が同株式を買い付けることにより株価が上昇したところで、同株式を売却して不当な利益を得る

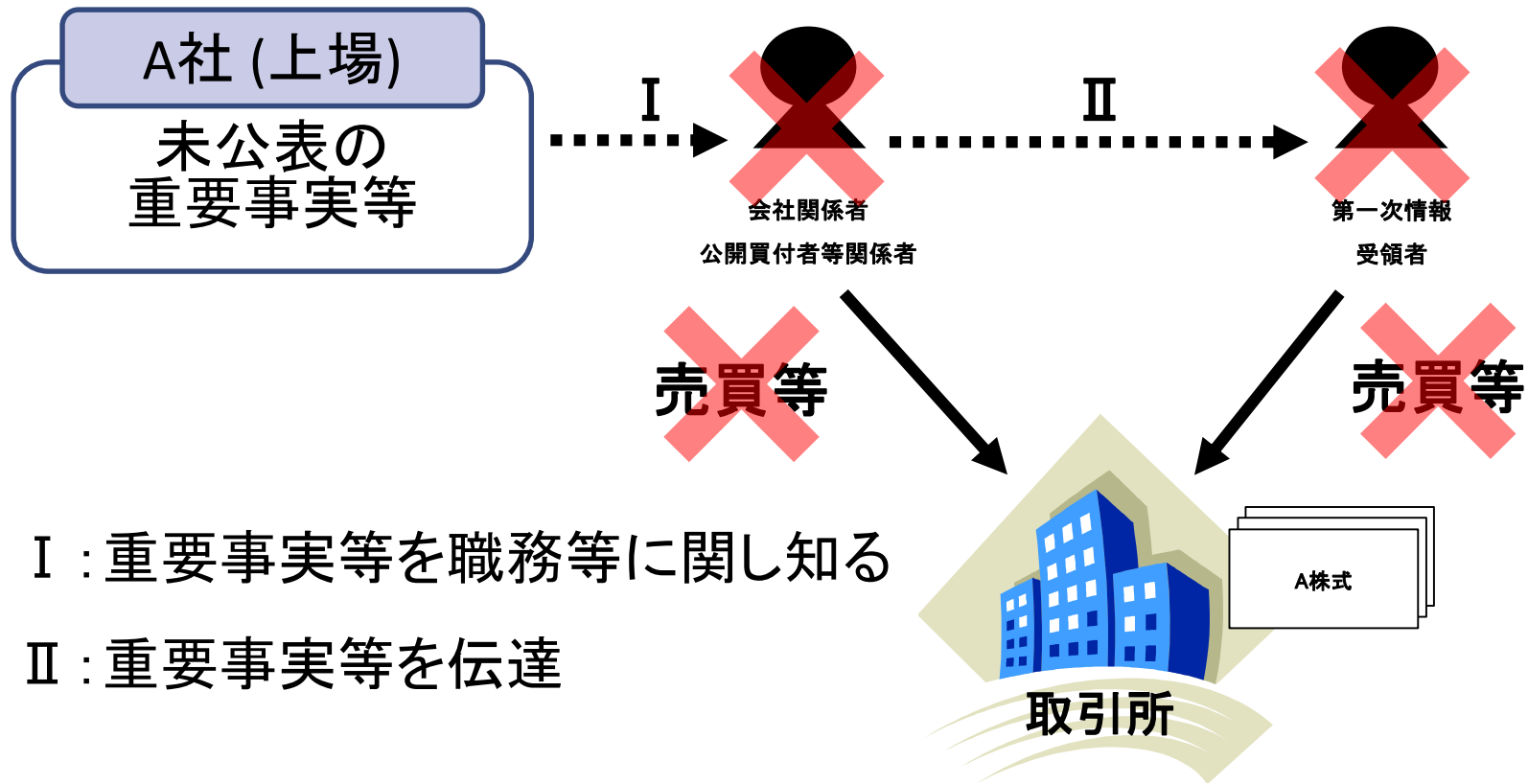
5. 不公正取引防止のための規制(3) 相場操縦行為等の禁止(法159条)



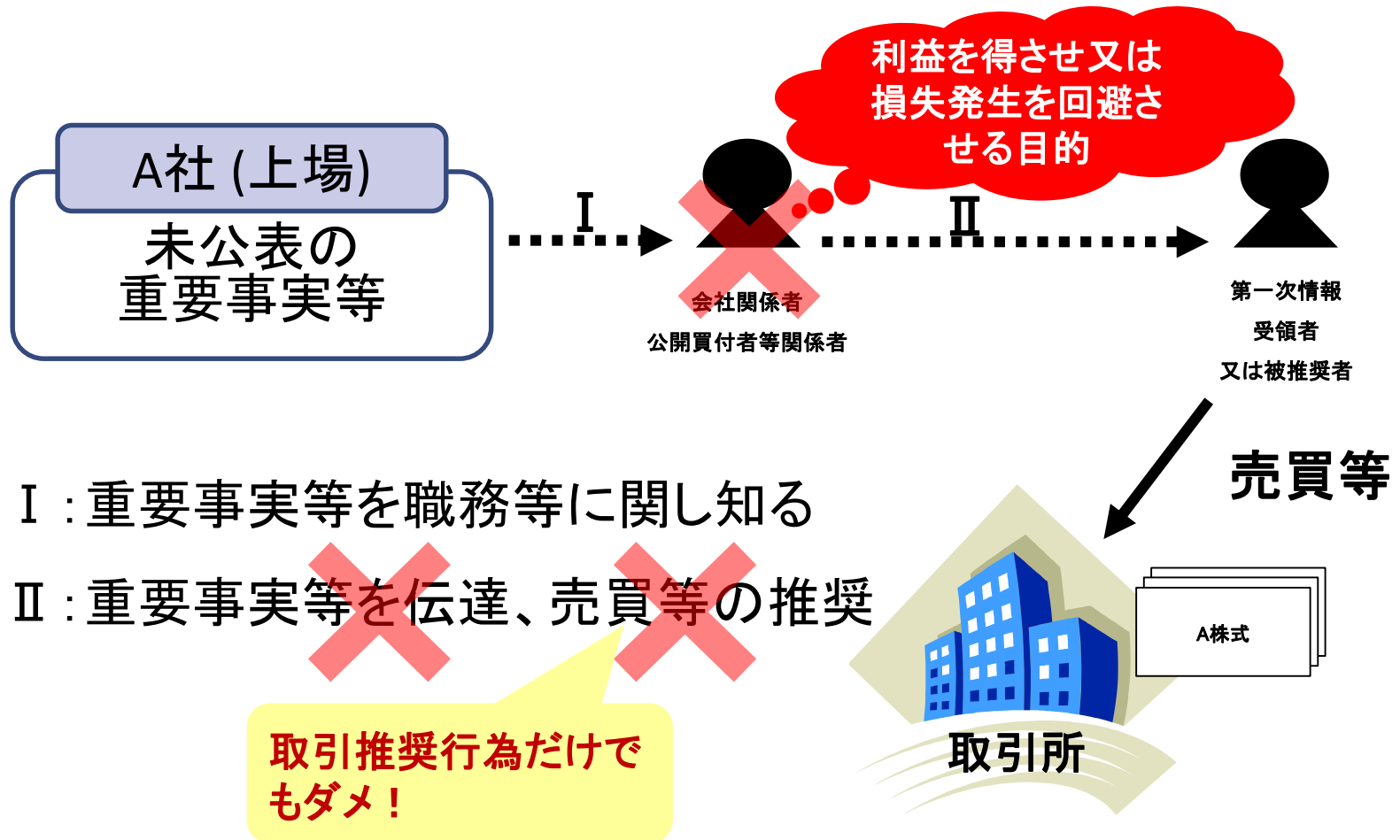
事例【偽装売買】

- ◆ 株式の売買が繁盛に行われているとの誤解を他人に生じさせる目的をもって、自己の注文同士で売買を行う。
- ◆ これによって誘引された投資家が同株式を買い付けることにより株価が上昇したところで、同株式を売却して不当な利益を得る。
- ◆ 当該行為は相場操縦行為のうち【偽装売買】に該当する。

5. 不公正取引防止のための規制(4) インサイダー取引の禁止(法166条、167条)



5. 不公正取引防止のための規制(5) 情報伝達・取引推奨行為の禁止(法167条の2)



Ⅲ 証券取引等監視委員会 について

1. 金商法における証券監視委の位置づけ

◆ 金商法における証券監視委の権限（法194条の7） ※以下は一例

- ✓ 金商業者等に対する報告・資料提出命令及び検査の権限（第2項本文・3項）
- ✓ 課徴金調査権限（第2項8号）
- ✓ 開示書類の提出者等に対する報告・資料提出命令及び検査の権限（第3項）
- ✓ 裁判所への緊急禁止・停止命令の申立権限及び調査権限（第4項）

◆ 証券監視委職員の固有の権限として、犯則事件調査権限を有する（法210条、211条）

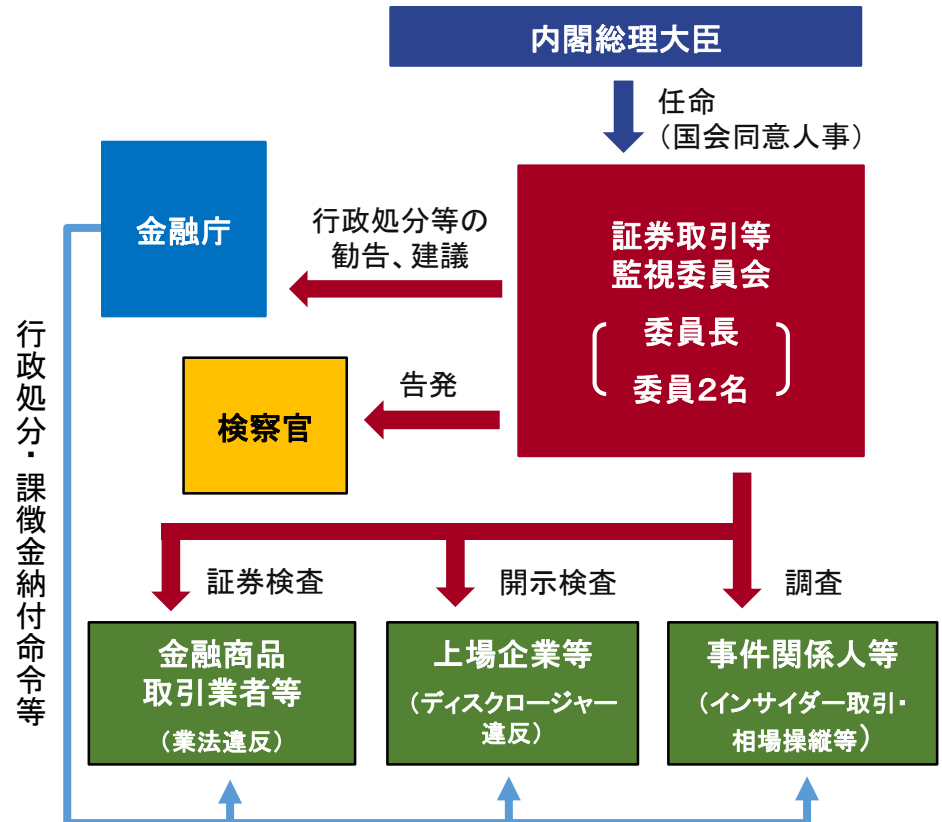
※ 犯則事件調査とは、警察の捜査等と同じような権限に基づいて調査すること。金商法で同権限と告発権限が付与されている。

※ 犯則事件とは、以下に係る事件を指す。

- 有価証券報告書等の虚偽記載等
- 風説の流布、相場操縦、インサイダー取引 等

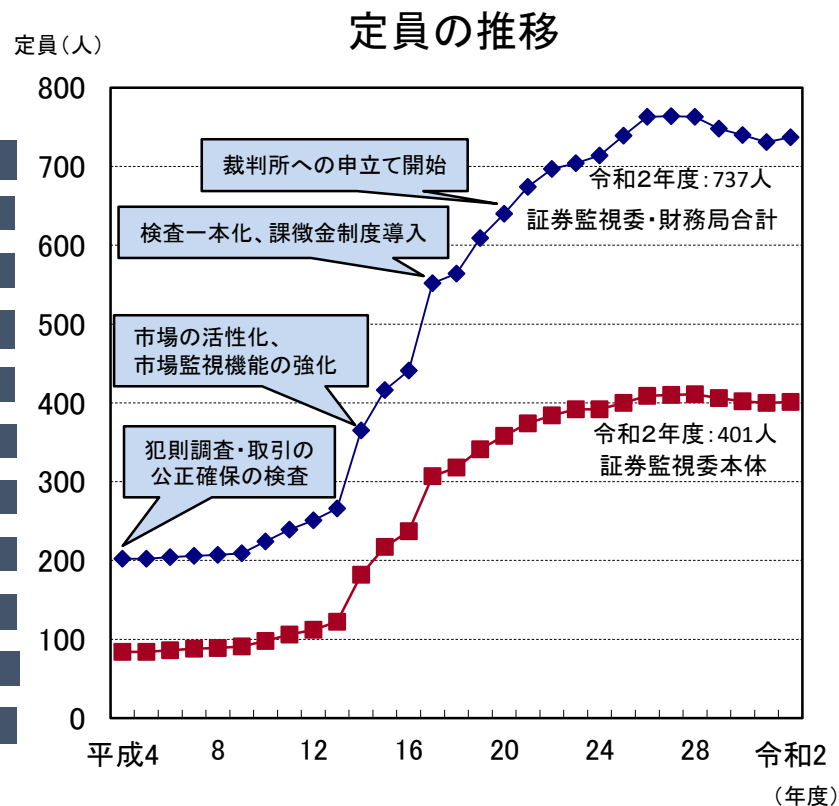
2. 組織・目的

- ◆ 証券監視委は、委員長及び委員2名で構成される合議制の機関として金融庁に設置（平成4年発足）。
- ◆ 委員長及び委員は、内閣総理大臣により任命され、独立してその職権を行使（任期3年）。
- ◆ 市場の公正性・透明性確保、投資者保護等を目的に活動。
 - インサイダー取引・相場操縦等の不正取引に対する調査
 - 上場企業等のディスクロージャー違反に対する開示検査
 - 金融商品取引業者等の法令違反行為等に対する証券検査
 - 上記の調査・検査結果を踏まえた行政処分・課徴金納付命令の勧告や告発を実施 等



(参考)証券取引等監視委員会(含財務局等)の機構・定員

- ◆ 証券監視委の下に、総務課、市場分析審査課、取引調査課、開示検査課、証券検査課及び特別調査課の6課からなる事務局が置かれている。
- ◆ また、地方組織の財務局等に、主として地方の金融商品取引業者に対する検査等を担当する職員が配置。
- ◆ これら全てを合計した職員数は737名(令和2年度末定員。うち、証券監視委は401名)。



3. 証券取引等監視委員会の軌跡 ①

平成4年の発足以来、犯則事件の調査にとどまらず、行政調査を拡大し、市場監視機関としての機能を強化。

<監視委の体制等の変遷>

平成4年7月 大蔵省に証券監視委が設立
(設立時2課:総務検査課、特別調査課)

平成10年6月 金融監督庁に移管

平成13年1月 中央省庁再編に伴い、金融庁に移管

平成17年4月・7月 課徴金制度の導入に伴い、
取引調査権限・開示検査権限が付与

平成19年9月 ファンド等に対する検査権限追加

平成20年12月 裁判所に対する無登録業者等の違反行為の
禁止・停止の申立て等の権限追加

<主な出来事>

平成5年

刑事告発

日本ユニシス(株)株券に係る相場操縦等

平成17年

刑事告発

カネボウ(株)による有価証券報告書の
虚偽記載

平成18年

刑事告発

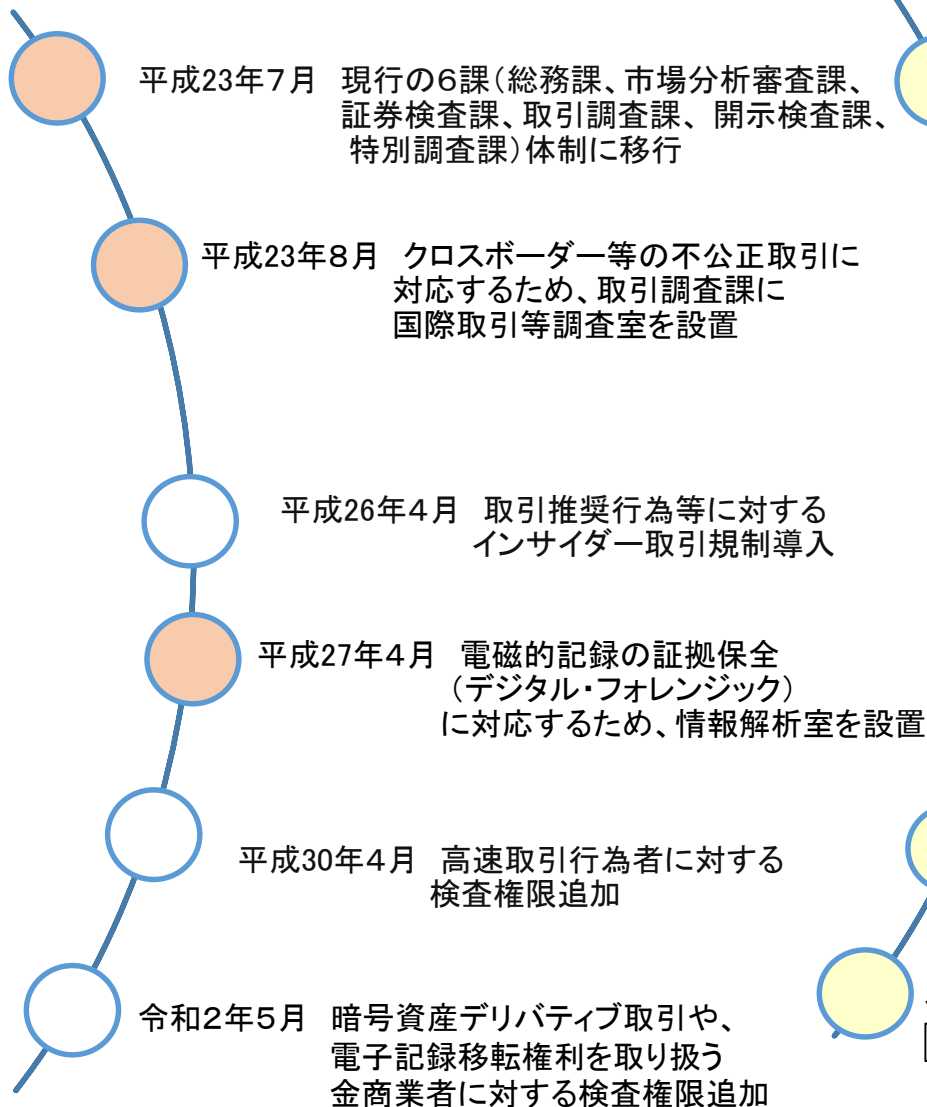
(株)ライブドアマーケティング株券に
係る風説の流布、偽計

刑事告発

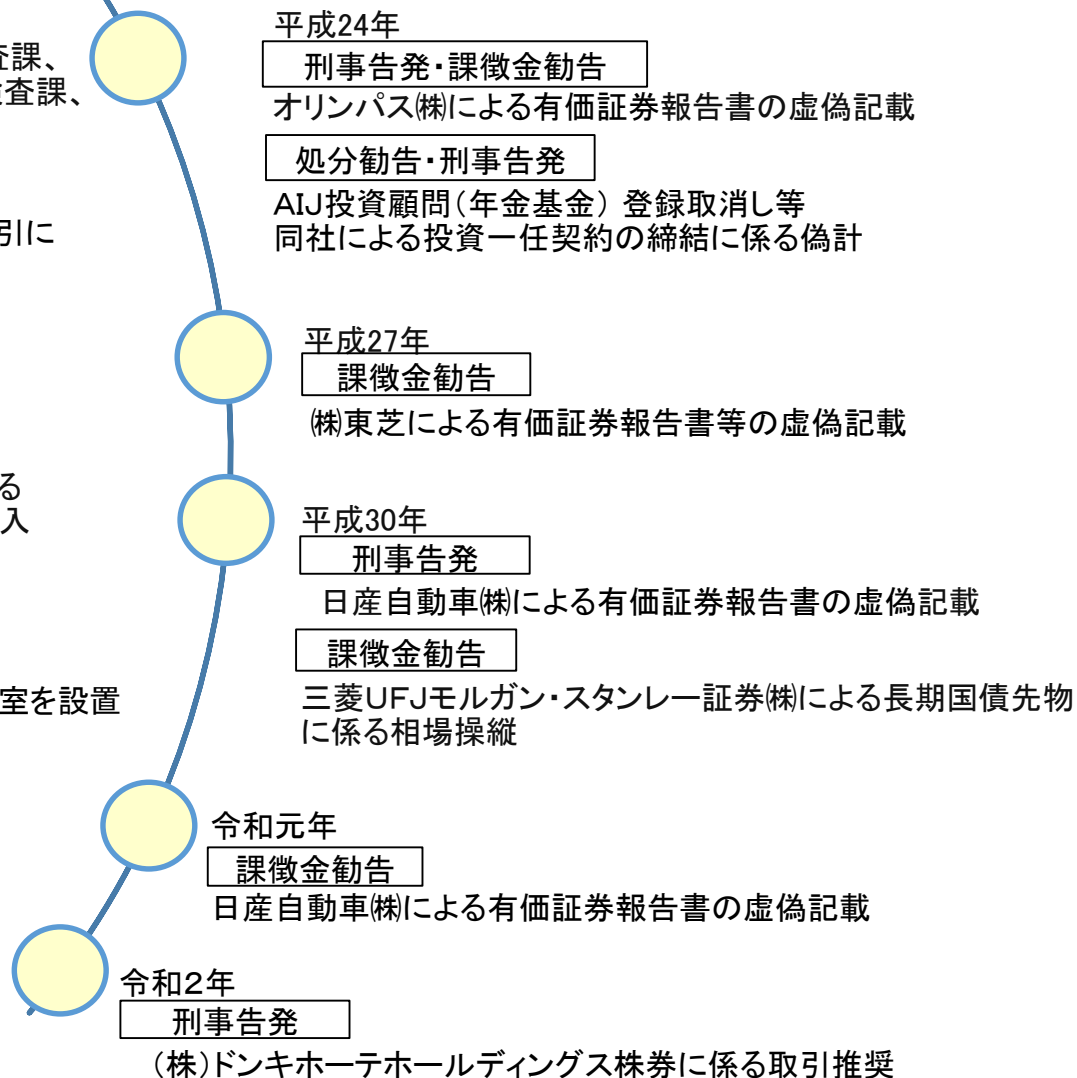
(株)ニッポン放送株券に係る
インサイダー取引

3. 証券取引等監視委員会の軌跡 ②

<監視委の体制等の変遷>



<主な出来事>



4. 証券取引等監視委員会の活動

ー1 市場分析審査

情報の入口：様々な情報の収集・分析を行うとともに、不公正取引の端緒を発見



市場モニタリング：市場に関する幅広い情報の入手、分析

- ・ 経済情勢、経済動向等に係るマクロ分析によるフォワード・ルッキングな市場監視
 - ・ 発行市場、流通市場と個別企業の動向を把握（新たな商品、取引等を含む）
 - ・ 一般投資家等からの情報受付（年間6～7千件）
 - ・ インターネット上のサイト、マスコミ、雑誌等の記事をチェック
 - ・ 自主規制機関（※）の上場管理部門との連携（緊密な情報交換）
- 市場モニタリング機能の充実・強化のため、平成28年6月に市場分析審査課内に「市場モニタリング室」を設置

情報共有

情報共有

取引審査：証券取引における不公正取引の端緒の早期発見

- ・ インサイダー取引や相場操縦、偽計等について、証券会社や取引所から注文データ等を入手し審査（年間約1,000件）
- ・ 不公正取引の疑いのある事案について、調査・検査部門に送付
- ・ 自主規制機関の売買審査部門との連携（緊密な情報交換）

事案送付

調査・検査に活用

（※）自主規制機関とは、金融商品取引業協会並びに金融商品取引所及び自主規制法人を指す

4. 証券取引等監視委員会の活動

ー2 不公正取引の調査(①取引調査)

インサイダー取引や相場操縦等の不公正取引を行った者に対し、タイムリーな調査を実施

立入検査や質問調査の実施

- ・ インサイダー取引、相場操縦、偽計(架空増資等)等の不公正取引の有無について、取引を行った者や上場企業等に対し、立入検査や質問調査を実施
- ・ 最近では、上場企業によるデータ偽装不祥事など、社会的に大きな問題となった事案のインサイダー取引の調査等を実施



調査等の結果、違反行為が認められた場合



課徴金納付命令勧告

- ・ 内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令の発出を求める「勧告」を実施

- ・ インサイダー取引の違反行為者は、会社関係者(役職員、契約締結者・交渉者等)と第一次情報受領者(取引先、親族、友人等)に大別され、最近では、第一次情報受領者が過半を占める
- ・ 相場操縦の違反行為者は、大半が個人投資家であり、インターネット取引による事例が多い

4. 証券取引等監視委員会の活動

ー2 不公正取引の調査(②国際取引等調査)

クロスボーダー取引及びプロ投資家による不公正取引の調査を専門に実施

クロスボーダー取引の調査

- ・ 海外からの発注による不公正取引の調査を実施
- ・ 海外当局に対し、多国間情報交換覚書(MMOU(※))に基づく情報提供を依頼
- ・ 提供された情報を参考に、調査を実施

プロ投資家による取引の調査

- ・ プロ投資家による不公正取引の有無について、立入検査や質問調査を実施



調査の結果、違反行為が認められた場合

課徴金納付命令勧告

- ・ 内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令の発出を求める「勧告」を実施

(※) 証券監督者国際機構(IOSCO)が策定した各国証券監督当局間の協議・協力及び情報交換の枠組み(R2.12現在で124の当局が署名)

- ・ IOSCO: International Organization of Securities Commissions
- ・ MMOU: Multilateral Memorandum of Understanding

4. 証券取引等監視委員会の活動

ー3 開示検査

上場会社等の開示書類の検査を通じた、適正なディスクロージャーの確保

各種情報の収集・分析

- ・ 情報提供窓口等、さまざまなチャネルを通じた情報の収集・分析
- ・ フォワード・ルッキングな視点等、さまざまな視点による上場企業等の継続的監視



上場会社等に対する検査

- ・ 開示書類(有価証券届出書・有価証券報告書・大量保有報告書等)の虚偽記載等の開示規制違反が疑われる上場会社等に対する検査の実施



検査等の結果、開示規制違反が認められた場合

課徴金納付命令勧告等

- ・ 開示書類における重要な事項についての虚偽記載等の開示規制違反が認められた場合には、当該上場会社等に対する課徴金納付命令を求める「勧告」を実施
- ・ 勧告を実施しない場合でも、必要に応じ、開示書類の自発的な訂正等を慫慂



再発防止・未然防止

- ・ 開示規制違反の背景・原因等を究明した上で、当該上場会社等の経営陣との議論
- ・ 問題意識の共有を通じて、適正なディスクロージャーに向けた体制の構築・整備を慫慂

4. 証券取引等監視委員会の活動

ー4 証券検査

証券モニタリング等を通じて、投資者が安心して投資を行える環境を確保

効果的・効率的なモニタリングの実施

- ・ 約7,700社(※)に及ぶ全ての金融商品取引業者等に対し、効果的・効率的にモニタリングを実施するため、継続的にモニタリングを実施
- ・ モニタリングにおいては、ビジネスモデルの分析、それを支えるリスク管理の適切性等に着目したリスクアセスメントを実施し、リスクベースで検査の対象先を選定



(※) 令和3年3月末時点の数値



検査の実施

- ・ 商品内容や取引スキームについて深度ある分析を行った上で業務運営の適切性等について検証
- ・ 問題が認められた場合には、法令違反行為の指摘にとどまらず、経営方針、ガバナンス、人事・報酬体系等の観点からも検証し、問題の根本原因を究明
- ・ 重大な法令違反には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、行政処分等を求める勧告を実施



(参考) 証券取引等監視委員会の活動実績

情報の受付状況

単位: 件数

区分 \ 年度	平成 28	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2
受 付 件 数	7,600	6,147	7,019	5,798	6,300
受付件数別					
インターネット	5,569	4,551	5,097	4,114	4,529
電話	1,370	1,092	1,452	1,295	1,328
文書	475	358	332	275	385
来訪	34	26	28	10	11
財務局等から回付	152	120	110	104	47
内容別					
個別銘柄	5,661	4,496	5,448	4,095	4,703
発行体	354	236	200	233	270
金融商品取引業者 の営業姿勢等	798	599	560	497	408
その他(意見・問い 合わせ等)	787	816	811	973	919

審査実施件数

単位: 件数

区分 \ 年度	平成 28	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2
合 計	1,142	1,099	1,052	1,061	965
価格形成	98	83	70	78	60
内部者取引	1,031	1,002	977	976	900
その他(偽計等)	13	14	5	7	5
(参考)実施主体別					
証券監視委	482	455	427	453	429
財務局等	660	644	625	608	536

(参考) 証券取引等監視委員会の活動実績 (勧告・告発等件数)

単位: 件数

区分 \ 年度	平成4～27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	合計
勧 告	899	91	38	54	49	29	1,160
証券検査結果等に基づく勧告(※1)	514	35	10	11	14	5	589
課徴金納付命令勧告	381	56	28	43	35	24	567
開示書類の虚偽記載等	94	5	2	10	6	10	127
相場操縦	60	8	5	7	5	6	91
インサイダー取引	225	43	21	23	24	8	344
偽計	2	0	0	3	0	0	5
訂正報告書等の提出命令に関する勧告	4	0	0	0	0	0	4
犯則事件の告発	181	7	4	8	3	2	205
開示書類の虚偽記載等	41	0	0	3	1	0	45
風説の流布・偽計	26	2	0	0	0	0	28
相場操縦	26	3	2	0	0	1	32
インサイダー取引	77	2	2	5	1	1	88
その他	11	0	0	0	1	0	12
適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等の公表	59	23	4	0	2	0	88
無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て	17	1	2	2	3	1	26
建 議	24	0	0	2	0	0	26

※1 金商法改正(平成28年3月施行)に伴い、平成28年度以降は、適格機関投資家等特例業務届出者等に対しても勧告を実施。

※2 課徴金納付命令勧告(相場操縦、インサイダー取引、偽計)については命令対象者ベース。

IV 証券取引等監視委員会の 主な法執行権限

1. 概要

◆ 調査権限

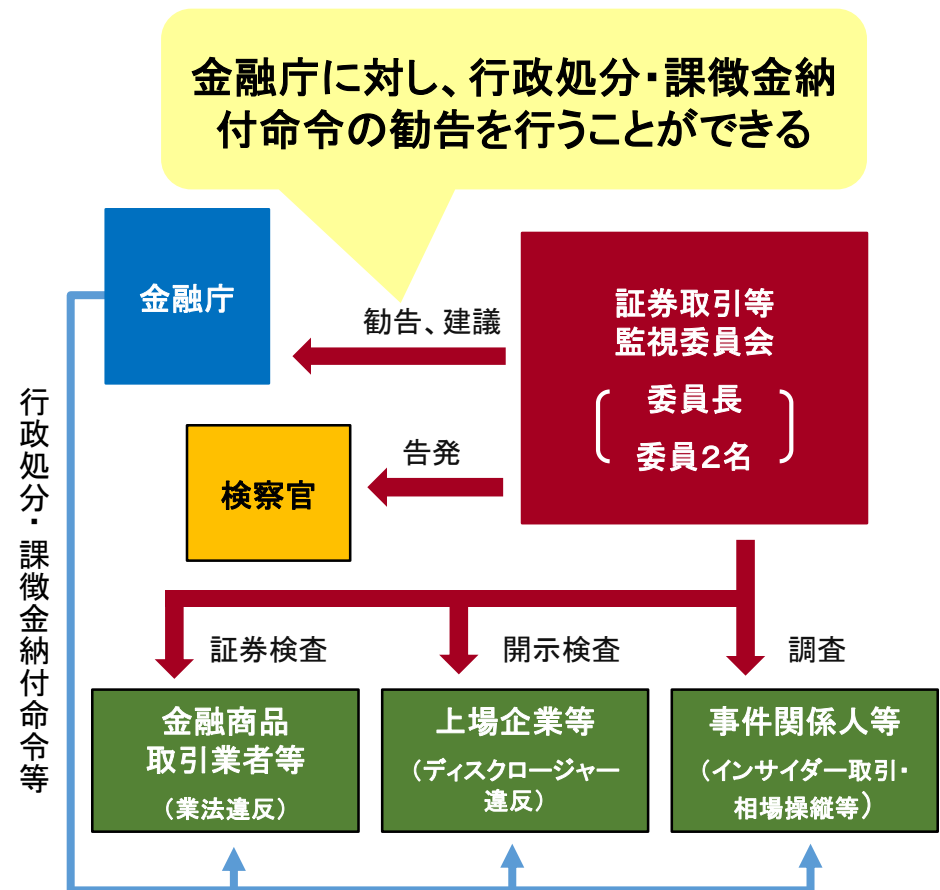
- 証券検査
- 取引調査
- 開示検査
- 犯則事件の調査

◆ 内閣総理大臣及び金融庁長官への行政命令の勧告

- 課徴金納付命令の発出
- 開示書類の訂正報告書等提出命令
- その他必要な行政処分等を行う

◆ 裁判所への禁止命令等の申立て

◆ 犯則調査に基づき、検察へ告発



2. 課徴金制度(1)

◆ 制度の概要

違反行為を抑止し、規制の実効性を確保するという行政目的を達成するため、金商法の一定の規定に違反した者に対して金銭的負担を課するための行政上の措置

◆ 制度の性格

- 違反者に対して経済的利得相当額を水準とする金銭的な負担を課す制度(行政上の措置)
- 機動的な対応が可能な事後規制
- 同一事件について課徴金を課し、更に刑事罰を科すことも可能

検査・調査を迅速、効率的に
実施することが可能

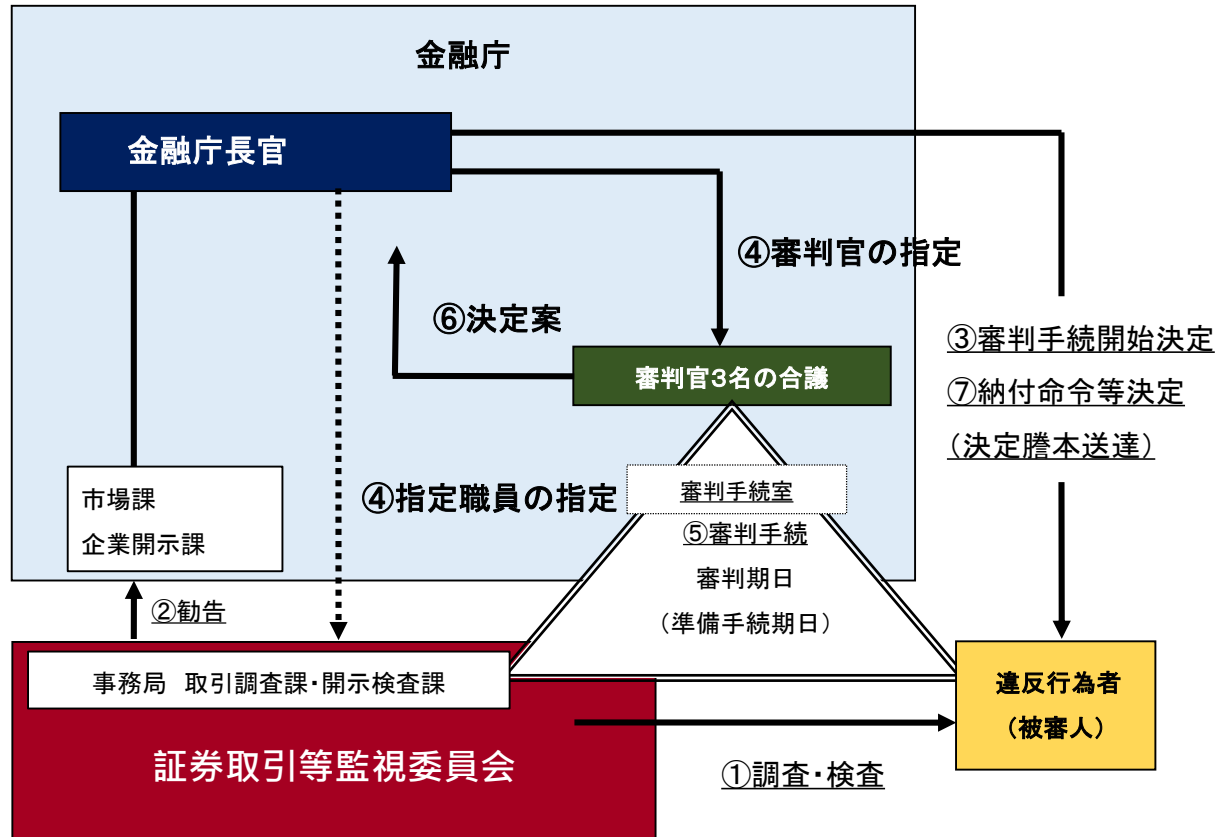
◆ 対象となる主な行為

- 開示規制違反
- 不公正取引

2. 課徴金制度(参考): 課徴金の対象範囲

	金商法	対象者
開 示 規 制 違 反	第172条	有価証券届出書が受理されていないのに有価証券の募集等をした者等
	第172条の2	虚偽記載のある有価証券届出書等の提出により、有価証券を取得させ、又は売り付けた者等
	第172条の3	有価証券報告書等を提出しない発行者
	第172条の4	虚偽記載のある有価証券報告書等を提出した発行者
	第172条の5	公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をした者
	第172条の6	虚偽表示のある公開買付開始公告等を行った者等
	第172条の7	大量保有報告書等を提出しない者
	第172条の8	虚偽記載のある大量保有報告書等を提出した者
	第172条の9	特定証券情報の提供又は公表がされていないのに特定勧誘等をした者
	第172条の10	虚偽のある特定証券等情報の提供又は公表をし、有価証券を取得させ、又は売り付けた発行者等
	第172条の11	虚偽のある発行者等情報の提供又は公表をした発行者
	第172条の12	虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為又は唆す行為をした者
不 公 正 取 引	第173条	風説の流布等により有価証券等の価格に影響を与えた者
	第174条	仮装・馴合売買をした者
	第174条の2	相場を変動させるべき一連の有価証券売買等をした者
	第174条の3	安定操作取引等の禁止に違反した者
	第175条	内部者取引をした者
	第175条の2	未公表の重要事実の伝達等の禁止に違反した者

2. 課徴金制度(2): 概念図



* 課徴金納付命令を求める勧告を受けた金融庁長官は、審判官が行う審判手続を経た上で課徴金の納付を命ずるか否かを決定。

2. 課徴金制度(3): 課徴金の加算・減算制度

◆ 違反行為を的確に抑止する観点や、再発防止及び自主的なコンプライアンス体制の構築の促進の観点から設けられたもの

- ✓ 過去5年以内に課徴金の対象となった者が、再度違反した場合、課徴金の額を1.5倍に加算(法185条の7第15項)
- ✓ 一定の違反行為[※]につき、違反者が当局の調査前に証券監視委に対し報告を行った場合、課徴金の額を半額に減額(法185条の7第14項)

※ 一定の違反行為:

発行開示書類等の虚偽記載等、継続開示書類等の虚偽記載等、大量保有・変更報告書等の不提出、法人による自己株式の取得に係る内部者取引 等

2. 課徴金制度(4): 不公正取引における課徴金勧告件数と金額

金額単位: 千円

年度	内部者取引		相場操縦		偽計		合計	
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額
平成17	4	1,660	0	0	0	0	4	1,660
平成18	11	49,150	0	0	0	0	11	49,150
平成19	16	39,600	0	0	0	0	16	39,600
平成20	17	59,160	1	7,450	0	0	18	66,610
平成21	38	49,220	5	6,260	0	0	43	55,480
平成22	20	42,680	6	21,260	0	0	26	63,940
平成23	15	26,300	3	5,390	0	0	18	31,690
平成24	19	35,150	13	100,570	0	0	32	135,720
平成25	32	50,960	9	461,050	1	4,096,050	42	4,608,060
平成26	31	38,820	11	524,522	0	0	42	563,342
平成27	22	75,500	12	104,095	1	12,240	35	191,835
平成28	43	89,790	8	281,610	0	0	51	371,400
平成29	21	60,830	5	108,130	0	0	26	168,960
平成30	23	36,650	7	373,405	3	2,050	33	412,105
令和元	24	240,730	5	39,355	0	0	29	280,085
令和2	8	41,610	6	388,830	0	0	14	430,440
合計	344	937,810	91	2,421,927	5	4,110,340	440	7,470,077

2. 課徴金制度(4):

開示規制違反等における課徴金勧告件数と金額

金額単位: 千円

年度	開示規制		その他		合計	
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額
平成17	0	0	0	0	0	0
平成18	3	633,330	0	0	3	633,330
平成19	8	66,849	0	0	8	66,849
平成20	11	1,913,909	0	0	11	1,913,909
平成21	9	703,979	1	7,500	10	711,479
平成22	19	1,879,819	0	0	19	1,879,819
平成23	11	569,250	0	0	11	569,250
平成24	9	721,749	0	0	9	721,749
平成25	9	1,048,369	0	0	9	1,048,369
平成26	8	604,640	0	0	8	604,640
平成27	6	7,800,120	0	0	6	7,800,120
平成28	5	425,780	0	0	5	425,780
平成29	2	12,000	0	0	2	12,000
平成30	10	393,430	0	0	10	393,430
令和元	6	2,746,955	0	0	6	2,746,955
令和2	10	2,746,854	0	0	10	2,746,854
合計	126	22,267,039	1	7,500	127	22,274,539

3. 金商業者等への行政処分

◆ 金商法上、一定の行為を行うには登録、許可、認可等を要する

法令等に違反した場合に、登録等の取り消しといった不利益処分

◆ 行政処分権限は、金融庁長官に委任(金商法194条の7)

金融庁・監視委による調査結果を踏まえて、金融庁長官が行政処分を実施

◆ 最近の処分事例

➤ クリエイトジャパン(株)に対する検査結果に基づく勧告(R2.11.13)

- ✓ 取引所為替証拠金取引の電話勧誘において、多数の営業員が2つの法令違反行為を長期間にわたり、継続的かつ恒常的に行っていた
- ✓ 営業員は、見込顧客から新規口座開設に向けた勧誘を拒絶され、勧誘を行うことができなくなることを避けるため、顧客に対する当該勧誘に先立って、勧誘受諾意思の有無を確認することなく勧誘行為を行っていた(法38条第5号・勧誘受諾意思確認義務違反)
- ✓ 見込顧客から勧誘継続の拒絶の意思表示を受けたにもかかわらず、営業員自身の営業成績の向上を優先し、後日、電話を架けて再び勧誘行為を行っていた(法38条第6号・再勧誘の禁止違反)
- ✓ 業務改善命令

4. 裁判所の禁止又は停止命令

◆ 概要

行政処分だけでは対応できない金商法違反行為の禁止又は停止を行うために必要な規定(裁判所が緊急差止命令発令)

◆ 主要要件(金商法第192条第1項)

- ① 緊急の必要がある
- ② 公益及び投資者保護のため必要かつ適当

無登録で金融商品取引業を行う者による詐欺的行為など

◆ 差し止め対象行為

金商法又は金商法に基づく命令に違反する行為

※ 金商業者に限らず「何人も」差止命令の相手方となり得る

◆ 差し止め対象となった事例

- ✓ 無登録での合同会社の社員権等の募集等の取扱い(第二種金融商品取引業)
- ✓ 無登録での投資一任契約の締結の媒介(投資助言・代理業)

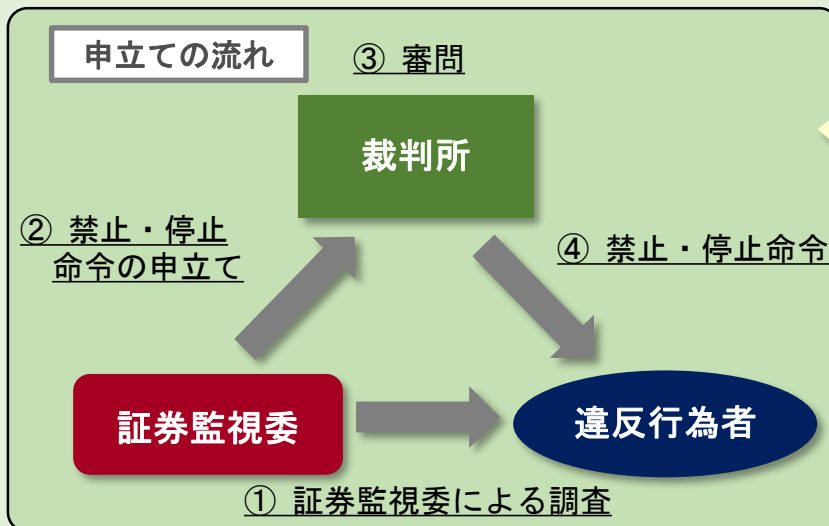
(参考)無登録業者への取組み

裁判所への禁止命令等の申立て

無登録業者とは…

金融商品取引業(ファンドの販売・勧誘等)を行うには、金融庁(財務局)の登録が必要にもかかわらず、登録を受けずに詐欺的な投資勧誘を行う悪質な業者のこと。

- ・ 捜査当局等と連携し、無登録で金融商品取引業を行う者による詐欺的行為に伴う被害の拡大防止のための調査を実施
- ・ 調査の結果を踏まえ、裁判所に対して法令違反行為の禁止・停止命令を申立て
- ・ 必要に応じて違反行為者の名称等を公表



こんな無登録業者に注意！

【禁止命令の申立て事例】

無登録投資助言業等

⇒ 被申立人(違反行為者)らが、ウェブサイト上で無料会員となった一般投資家に対して、虚偽の実績等を説明の上、投資顧問契約の締結を勧誘。

⇒ 無登録で、契約者へ投資助言を行い、約3,700人から、37億円超の投資顧問料を得るなどした。

5. 犯則調査

※ 犯則調査とは、警察の捜査等と同じような権限に基づいて調査すること。金商法で同権限と告発権限が付与されている。

重大・悪質な違反行為の真相を解明し、告発により刑事訴追を求める



証券取引等監視委員会

金融商品取引法等に基づき調査



犯則嫌疑者

重大・悪質な違反行為の調査

インサイダー取引、相場操縦、有価証券報告書虚偽記載等の違反行為のうち、重大・悪質なものを調査。

任意調査

犯則嫌疑者や関係者等に対しての質問、所持する物件の検査等を実施。

強制調査

裁判官が発する許可状により、犯則嫌疑者や関係者の会社や個人宅に立ち入り、関係資料等を差押え。

※ 調査には、公認会計士、IT専門家(電子データの確保・分析)等が参加

告発

調査の結果に基づき、犯則嫌疑者を検察官に告発

5. 犯則調査: 刑事罰(例)

カテゴリー	具体的な違反行為	罰則
開示規制違反	有価証券届出書等の重要事項の虚偽記載	10年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金 又はこれらの併科 (法人に対して)7億円以下の罰金
	有価証券届出書等の不提出	5年以下の懲役もしくは5百万円以下の罰金 又はこれらの併科 (法人に対して)5億円以下の罰金
不公正取引	インサイダー取引、 情報伝達・取引推奨行為の 禁止	5年以下の懲役もしくは5百万円以下の罰金 又はこれらの併科 (法人に対して)5億円以下の罰金
	風説の流布、偽計等	10年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金 又はこれらの併科 (法人に対して)7億円以下の罰金
	相場操縦	10年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金 又はこれらの併科 (法人に対して)7億円以下の罰金

V 証券取引等監視委員会

中期活動方針(第10期)

～信頼され魅力ある資本市場のために～

1. 証券監視委の使命

的確・適切な市場監視による

- ① 市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現
- ② 資本市場の健全な発展への貢献
- ③ 国民経済の持続的な成長への貢献

2. 証券監視委が目指す市場の姿

市場参加者が、資本市場の健全な発展及び投資者保護の確保という目標を共有し、それぞれに期待される役割の遂行や専門性の発揮※によって、強固な信頼を確立した資本市場

※ 上場企業等による適正なディスクロージャー

市場仲介者による法令遵守と顧客本位の業務運営

市場利用者による自己規律

プロフェッショナルな市場監視

3. 証券監視委の活動理念

- ◆ 公正・中立
- ◆ 説明責任
- ◆ フォワード・ルッキング
- ◆ 実効性・効率性
- ◆ 関係機関との協働
- ◆ 最高水準の追求

4. 証券監視委を取り巻く現在の環境

- ◆ 市場・企業活動のグローバル化/各種金融市場の緊密化の更なる進展
- ◆ グローバル経済の先行きを巡る不確実性の高まり
- ◆ デジタイゼーションの飛躍的な進展
- ◆ 国民の安定的な資産形成や資金の好循環に向けた取組みの深化

5. 目標

(1) 網羅的な市場監視(広く)

- 新たな商品・取引等への対応
- あらゆる取引・市場を網羅的に監視
- 高齢者を含む多様な投資者の保護
- 全体像の把握(部分から全体へ)
- 国内外の関係者に向けた幅広い情報発信

(2) 機動的な市場監視(早く)

- 問題の早期発見・着手
- 早期の対応による未然防止
- 迅速な実態解明・処理による問題の早期是正

(3) 深度ある市場監視(深く)

- 問題の根本原因の究明
- 深度ある分析を通じた市場の構造的な問題の把握

証券監視委 中期活動方針（第10期）

～信頼され魅力ある資本市場のために～

証券監視委の使命

的確・適切な市場監視による

1. 市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現
2. 資本市場の健全な発展への貢献
3. 国民経済の持続的な成長への貢献

証券監視委が目指す市場の姿

市場参加者が、資本市場の健全な発展及び投資者保護の確保という目標を共有し、それぞれに期待される役割の遂行や専門性の発揮(※)によって、強固な信頼を確立した資本市場

(※) 上場企業等による適正なディスクロージャー
市場仲介者による法令遵守と顧客本位の業務運営
市場利用者による自己規律
プロフェッショナルな市場監視

活動理念・目標

公正・中立

説明責任

フォワード・
ルッキング

実効性・
効率性

関係機関と
の協働

最高水準の
追求

＜これらの活動理念の下、以下の市場監視の実現を目指す＞

網羅的な市場監視(広く)

- ・ 新たな商品・取引等への対応
- ・ あらゆる取引・市場を網羅的に監視
- ・ 高齢者を含む多様な投資者の保護
- ・ 全体像の把握(部分から全体へ)
- ・ 国内外の関係者に向けた幅広い情報発信

機動的な市場監視(早く)

- ・ 問題の早期発見・着手
- ・ 早期の対応による未然防止
- ・ 迅速な実態解明・処理による問題の早期是正

深度ある市場監視(深く)

- ・ 問題の根本原因の究明
- ・ 深度ある分析を通じた市場の構造的な問題の把握

環境認識

市場・企業活動のグローバル化/各種金融市場の緊密化の更なる進展

グローバル経済の先行きを巡る不確実性の高まり

デジタル化の飛躍的な進展

国民の安定的な資産形成や資金の好循環に向けた取組みの深化

施策

(1)内外環境を踏まえた情報収集力の向上

- 市場環境のマクロ的な視点での分析等によるフォワード・ルッキングな市場監視
- 様々な金融市場に対する横断的な市場監視
- 海外当局との連携強化による情報収集力等の強化及び市場監視への活用

(2)深度ある分析と迅速かつ効果的・効率的な調査・検査の実施

- 事案の態様に応じた多角的・多面的な分析・検証
- 不公正取引や開示規制違反への迅速な課徴金納付命令勧告等
- クロスボーダー事案の特質に応じた効果的・効率的な調査・検査
- 重大・悪質事案への告発等による厳正な対応
- リスクアプローチに基づく効果的・効率的な証券モニタリング
- 投資者被害事案に対する積極的な取組み

(3) 市場規律強化に向けた実効的な取組み

- 調査・検査から得られた知見の多面的・複線的な活用
- 違反行為等の再発防止等に向けた根本原因の究明と対話の推進
- 違反・不適切行為の未然防止に向けた国内外への情報発信強化
- 市場監視の空白を作らないための取組みの深化

(4) デジタル化対応と戦略的な人材の育成

- デジタル化を活用した市場監視業務の高度化・効率化
- デジタル化の飛躍的な進展に伴う新しい商品・取引等への機動的な対応
- 高度な専門性及び幅広い視点を備えた人材の戦略的な育成

(5) 国内外の各機関等との連携

- 自主規制機関との更なる連携強化による効果的・効率的な市場監視
- 多様な市場関係者と連携した市場規律の強化
- グローバルな市場監視への貢献を通じた国際連携の強化

PDCAサイクルによる市場監視態勢の不断の見直し

VI 勧告等事例

日本フォームサービス株式会社に係る課徴金納付命令勧告(R1.12.6)

虚偽記載

有価証券報告書

第一部 企業情報

第1 企業の概況

第2 事業の状況

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

コーポレート・ガバナンスの状況

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

「取締役会は…原則月1回開催の定例の取締役会を開催し、重要事項はすべて付議され、…」と記載していたが、当社は、取締役会を年3回しか開催しておらず、また、取締役会において重要事項の大部分が付議されていなかった。

この他にも、多数の虚偽記載を認定。

虚偽記載

- ・ 子会社における売り上げ前倒し計上等
- ・ 未完成品を顧客からの預かり在庫とする売上の前倒し計上
- ・ 仕入及び買掛金除外並びにその隠蔽操作
- ・ 架空棚卸資産の計上

等

<事案概要>

- ・ 課徴金額 2,400万円
- ・ 概要

当社は、当社及び子会社における売上の前倒し計上、仕入除外による売上原価の過少計上及び固定資産の減損損失の先送り等の不適正な会計処理を行った。

また、有価証券報告書中「コーポレート・ガバナンスの状況」において、取締役会の開催状況等について、実態とは異なる記載を行った。

これらにより、当社は、重要な事項について虚偽記載のある有価証券報告書等を提出した。

<本事案の特色>

「コーポレート・ガバナンスの状況」に関する虚偽記載に対して課徴金勧告を行った初の事例。

公認会計士・監査審査会は、課徴金納付命令勧告と同日に、当社の会計監査人に関し、当社等に対する不適正な監査業務等を理由として行政処分等の措置を勧告。

(参考)監査法人大手門会計事務所に対する検査結果に基づく勧告について(抄)

令和元年12月6日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会(以下「審査会」という。)は、公認会計士法第49条の3第2項の規定に基づき、監査法人大手門会計事務所(以下「当監査法人」という。)を検査した結果、当監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、同法第41条の2の規定に基づき、当監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

1. 業務管理態勢

最高経営責任者は、監査報告書の提出期限内に、無限定適正意見を表明することを最優先と考え、職業的専門家としての正当な注意を払っておらず、また、財務諸表の信頼性を担保するという監査法人として社会から期待された役割と責任を果たす意識が不足していた。こうしたことから、特定の監査業務において、最高経営責任者を含む業務執行社員が、監査意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手できなかったと認識していながら、無限定適正意見を表明している極めて不適切な状況が認められている。

2. 品質管理態勢

監査契約の新規の締結及び更新に伴うリスク評価等が不十分であること、実効性のある審査実施態勢が構築されていないこと、監査調書を合理的な理由なく修正又は追加できるような状況を容認していること、公認会計士法で禁止されている社員の競業があることなどについて重要な不備が認められるほか、広範に不備が認められており、著しく不適切かつ不十分である。

3. 個別監査業務

検証した全ての個別監査業務において、業務執行社員及び監査補助者に、会計基準及び監査の基準の理解が不足している状況、職業的懐疑心が欠如している状況がみられ、それらに起因する重要な不備を含む不備が広範かつ多数認められており、著しく不適切かつ不十分なものとなっている。

日産自動車株式会社に係る課徴金納付命令勧告(R1.12.10)

有価証券報告書

第一部 企業情報

第1 企業の概況

第2 事業の状況

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

コーポレート・ガバナンスの状況

役員の報酬等

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

虚偽記載

・ 代表取締役会長(当時)の金銭報酬のうち、別名目とした繰延報酬を不開示

・ 代表取締役(当時)の1億円以上であった金銭報酬を不開示

・ 株価連動型インセンティブ受領権(SAR)について、各取締役への権利付与時の公正価値(開示済)と各取締役の権利行使時の支給額との差額を不開示 等

<事案概要>

・ 課徴金額 24億2,489万5,000円

概要

当社は、有価証券報告書中の「コーポレート・ガバナンスの状況」の役員報酬等に関する情報において、

- 連結報酬等の総額が1億円以上である役員ごとの報酬等
- これらの役員を含む、役員区分ごとの報酬等の総額等

について、実態とは異なる記載を行ったことにより、重要な事項について虚偽の記載のある有価証券報告書等を提出。

<本事案の特色>

「コーポレート・ガバナンスの状況」に関する虚偽記載のみを対象として課徴金勧告を行った初の事例。

(参考) 監査基準委員会報告書720 「その他の記載内容に関連する監査人の責任」

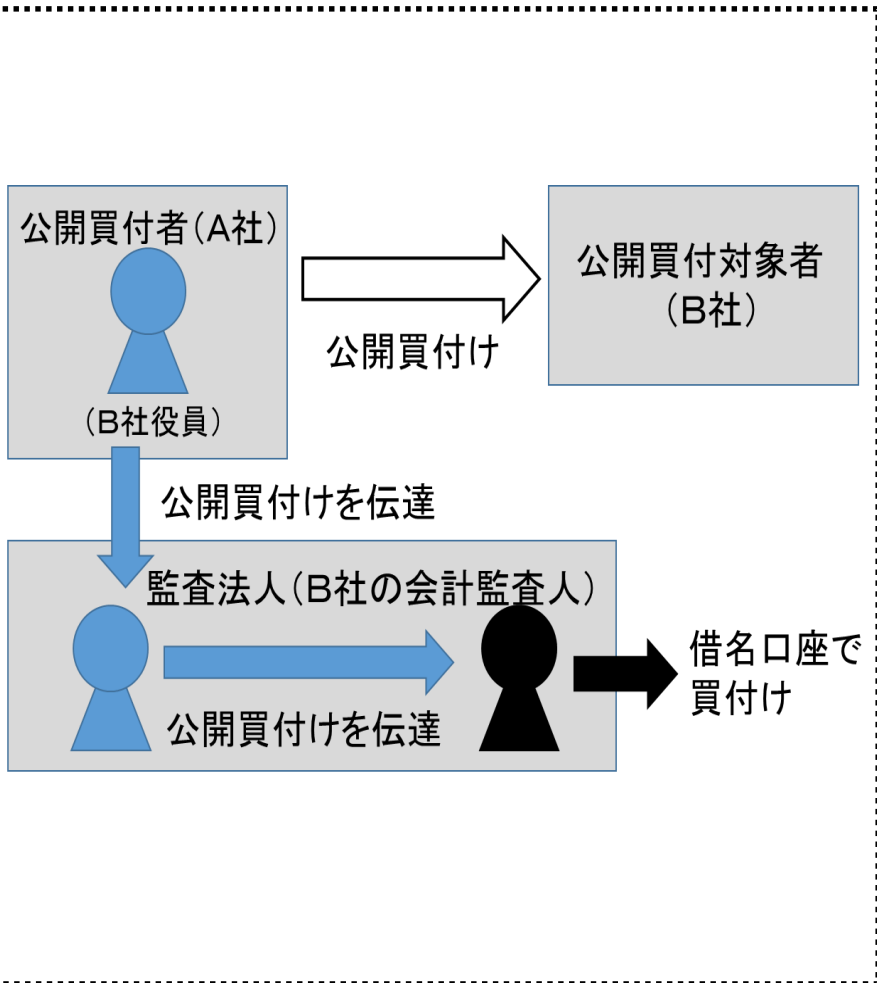
非財務情報(記述情報)の開示内容に監査人は(監査)責任を負わない。

⇒ ただし、監基報720によって、非財務情報について...

- ◆ 監査の過程で得た知識と比較しなければならない。
- ◆ その他の記載内容における「重要な誤りの兆候」に注意を払わなければならない。
- ◆ 目を通した旨は「監査報告書」に記載しなければならない。
- ◆ その他の記載内容に未修正の重要な相違がある場合は、「監査報告書」の「その他事項区分」のその旨を記載しなければならない。

＜会計士が関与した事例＞

東陽監査法人に所属する公認会計士による内部者取引に対する課徴金納付命令勧告(勧告日:H22.11.16)



＜事案概要＞

- ・ 課徴金額 118万円
- ・ 概要

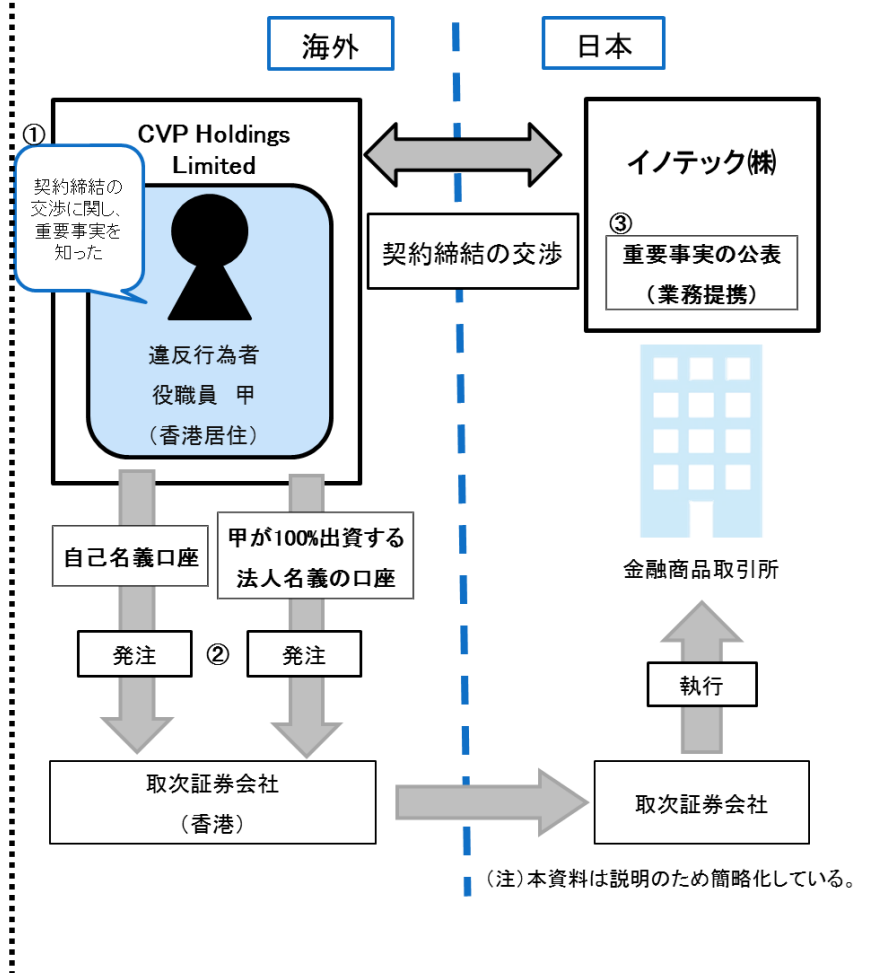
違反行為者は、B社の会計監査人を務めていた監査法人に所属する公認会計士であったが、同監査法人に所属する別の公認会計士が職務上伝達を受けた公開買付けの事実を、その職務に関し知りながら、公表前にB社の株式を買い付けたもの。

＜本事案の特色＞

市場の公正性、透明性の確保という点で、大きな公共的役割を担っている公認会計士が、職務上知り得た公開買付け事実を利用して、インサイダー取引を行った事例。

海外に居住するイノテック株式会社との契約締結交渉者の役職員による内部者取引(勧告日:R1.12.6)

【違反行為事実の概要】



＜事案概要＞

- ・ 課徴金額 1億9,625万円
- ・ 概要

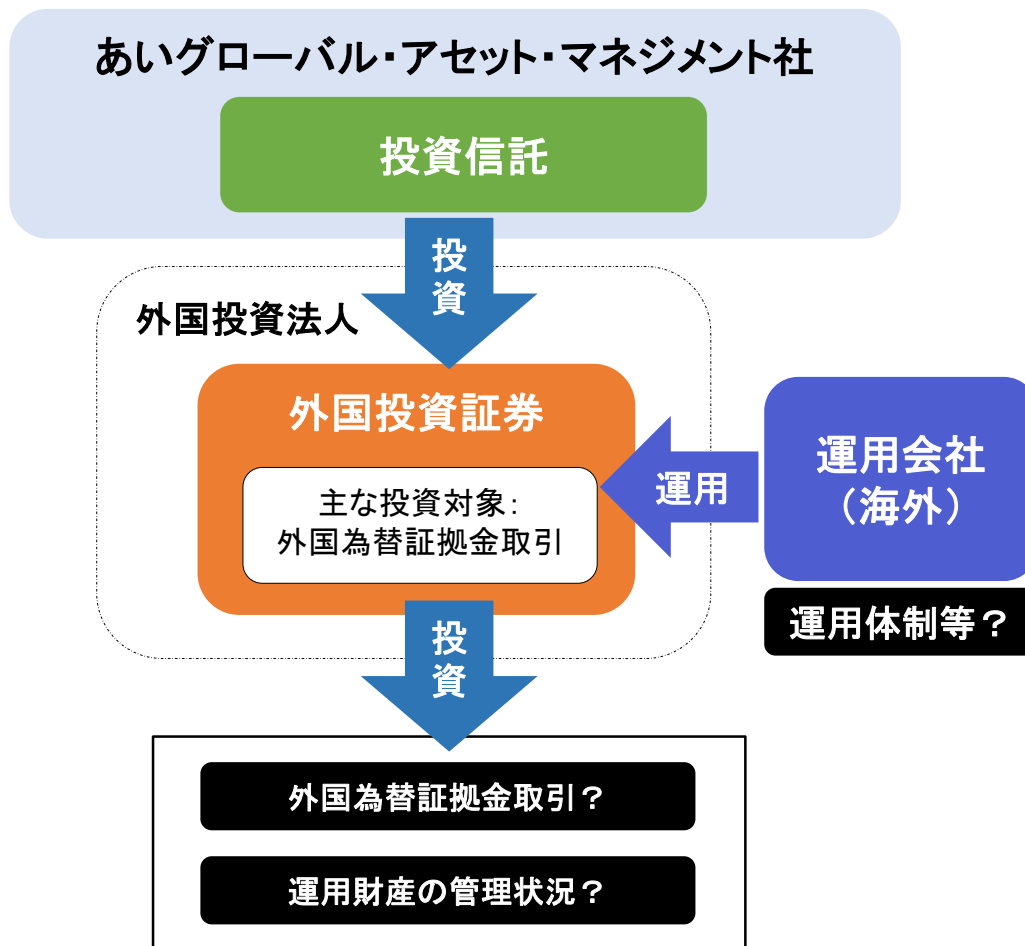
日本の上場会社と、株式の取得を伴う業務上の提携の交渉をしていた香港法人の役職員が、その上場会社が業務提携を行う決定をしたこと(重要事実)を知りながら、重要事実の公表前に、自己及び同族会社の計算で、その上場会社の株式を買い付けたもの。

＜本事案の特色＞

本事案の課徴金額は、内部者取引に対する課徴金額としては過去最高額。

あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社(投資運用業者)に 対する検査結果に基づく勧告について(勧告日:R3.1.29)

【違反行為事実の概要】



＜事案概要＞

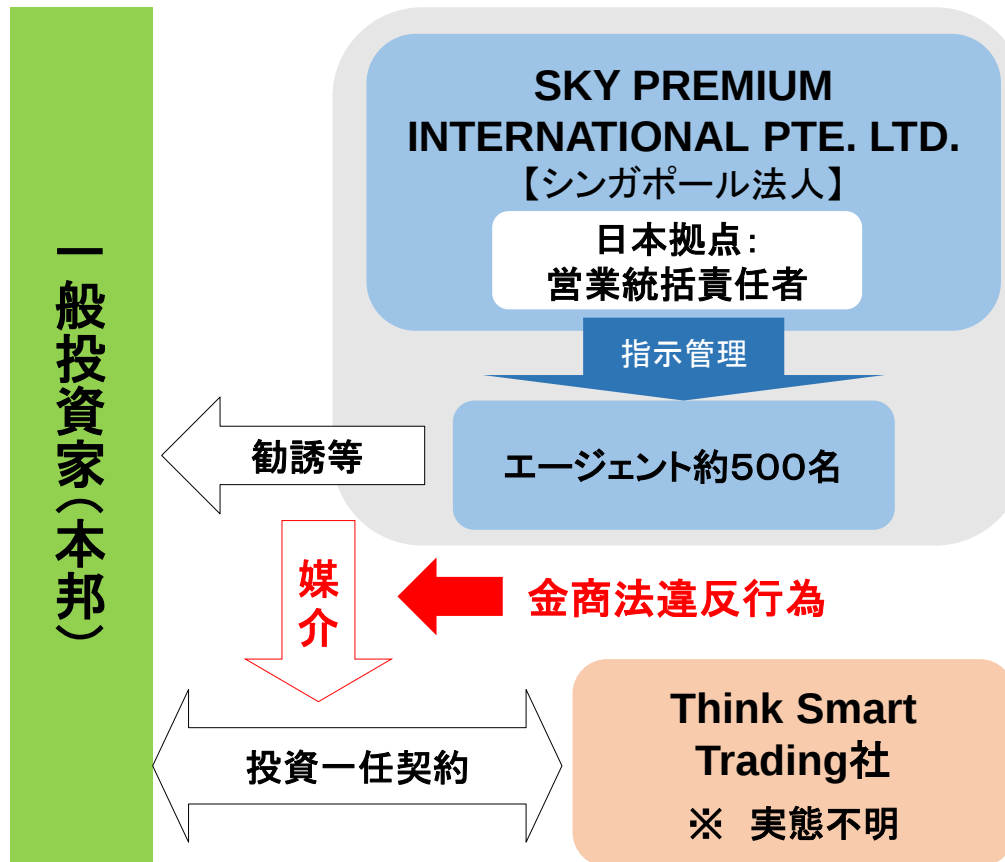
- ・ファンド(投資信託)の投資対象先(外国投資証券)の運用財産に係る運用会社の運用体制、運用方法の実在性などについて、十分な調査を実施することなく、ファンドを設定・運用していたほか、運用方法の実在性について確認していないにもかかわらず、販売会社等に対し、あたかも当該運用方法が行われているかのような説明を行っていたもの。

＜本事案の特色＞

- ・投資運用業者は、善良な管理者の注意をもって、投資運用業を行うべきところ、これが行われておらず、善管注意義務違反を認定した事例。
- ・勧告に基づく行政処分:業務改善命令

SKY PREMIUM INTERNATIONAL PTE. LTD.(スカイプレミアムインターナショナル社)及びその役員1名による金融商品取引法違反行為に係る裁判所への禁止及び停止命令発出の申立て(申立日:R3.9.17)

【違反行為事実の概要】



＜事案概要＞

- ・無登録業者による法令違反行為について、裁判所へ禁止・停止命令の申立てを行ったもの。
- ・当社は、国内の一般投資家に対しエージェント約500人を介して、投資セミナーを開催するなどして、当社会員のみ契約可能な取扱商品について取得勧誘を行い、その後も申込書等の記載方法を助言・指示するなどして、当該商品につき顧客とThink Smart Trading社との間の投資一任契約の締結の媒介を行っている。

⇒ 無登録での「投資助言・代理業」

＜本事案の特色＞

- ・約2万2,000人の一般投資家に対して、当該商品の契約締結をさせており、これまでの投資総額は約1,200億円。
- ・これまでに申立てを行った事例の中で、無登録業者によって集められた金額及び投資家数は過去最大。

VII 參考資料

金融庁では、「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告」における提言を踏まえ、「記述情報の開示に関する原則」を策定するとともに、「記述情報の開示の好事例集」を公表・更新。

- それぞれの開示例では、好事例として着目したポイントを青色のボックスにコメント。
- 好事例集では、有価証券報告書における開示例に加え、任意の開示書類（いわゆる統合報告書など）における開示例のうち有価証券報告書における開示の参考となりうるものも紹介。
⇒ 青色のボックスのコメントを参考に、当該開示例の要素が有価証券報告書に取り込まれることを期待。
- 好事例集は随時更新しており、金融庁ウェブサイト（<https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/kaiji.html>）に掲載。

- (1) 収益性（ROIC）の向上をどのように実現するかについて、ROICの向上のためのドライバーを示し、その対応について具体的に記載
- (2) 経営上の業績目標について、選定した指標に加えて選定理由を記載

(参考)証券取引等監視委員会ウェブサイト等のご案内

証券取引等監視委員会 ウェブサイト

<https://www.fsa.go.jp/sesc/>



証券取引等監視委員会 Twitterアカウント

 @SESC_JAPAN



※当Twitterアカウントは、情報をお寄せいただく窓口
ではありません。

主な掲載物のご紹介



課徴金事例集(不公正取引編)・開示検査事例集

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/index.html>

【概要】 市場監視行政の透明性を高め、市場参加者の自主的な規律付けを促すため、これまでに課徴金納付命令の勧告等を行った事例をまとめたもの。



証券モニタリング概要・事例集

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/kensa/shitekijirei.html>

【概要】 金融商品取引業者等に対する検査及びモニタリングに係る取組みを通じて把握した問題点等をまとめたもの。



令和3事務年度 証券モニタリング基本方針

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/houshin/index.html>

【概要】 令和3事務年度における、金融商品取引業者等に対するモニタリングの基本的な取組方針及び主な検証事項をまとめたもの。



証券監視委の活動状況(年報)

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/reports/reports.html>

【概要】 証券監視委の1年間の活動状況を取りまとめたもの。
(金融庁設置法第22条の規定に基づき毎年公表)



市場へのメッセージ

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.html>

【概要】 最近の取組みや問題意識など市場へのメッセージを掲載。

ありがとうございました